2019年11月14日　参議院内閣委員会　会議録抄

一般職給与法、特別職給与法に対する質疑

**○岸まきこ**　立憲・国民．新緑風会・社民の岸真紀子です。私も初めての質問ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

　初めに、台風等の自然災害により犠牲になられた方のお悔やみと、さらに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日でも早く安心して暮らせる環境づくりのためには、国、地方自治体が連携をしながら取り組んでいくことが非常に重要です。

　今もなお被災者支援、そして復旧に向け多くの国、地方の公務労働者が昼夜を問わず御尽力をいただいており、すぐにでも給与法についてお伺いしたいところではございますが、どうしても重大な疑惑が持ち上がっていますので、冒頭幾つかお伺いをさせていただきます。

　私も地方の市役所で働いてきた者ですが、ちょっと余りにもひどい。安倍総理主催の桜を見る会、このことについてお伺いをします。

　安倍総理の後援会関係者や近い人物がこの桜を見る会に多数参加し、公費を私物化しているのではないかという問題ですが、参加者への招待状は各省の推薦に基づいて出すことになっていますが、この推薦基準はどのようなものですか。内閣府、お答えください。

○大塚幸寛 内閣府大臣官房長　桜を見る会でございますが、これは、各界におきまして功績、功労等のあった方々を幅広く各省等の御意見を踏まえた上で内閣府、内閣官房において取りまとめているものでございまして、毎回、それの開催要領につきましても、今申し上げた功績、功労等を前提にいたしまして、皇族、元皇族等から始まりまして、大使、それから衆参の議長、副議長等々からその他各界の代表者等といった方に至るまで幅広く招待範囲とさせていただいているところでございます。

**○岸まきこ**　出席した与党議員のブログを見ると、役職などに応じて招待できる枠があると書いてありましたが、政治家の推薦枠があるのでしょうか。

　菅官房長官は、昨日午前の会見で、総理枠、政治枠という特別なものはありませんと明言していましたが、直後の午後の会見では一転して取りまとめを認めたと。本当であれば、今日、官房長官にお越しいただきたかったんですが、出席できなかったので、お答えできる範囲で構いませんが、虚偽の発言ではないかと思うんですが、この点についてお伺いします。

○大西証史　内閣官房内閣審議官　お答え申し上げます。

　昨日、菅官房長官、午後の記者会見で桜を見る会につきまして発言をいたしております。

　桜を見る会は、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待をし、日頃の御労苦を慰労するとともに、親しく懇談される内閣の公的行事として開催をしているものでございますと。今般、ただ、様々な御意見があったことを踏まえ、具体的な手続を確認いたしましたところ、具体的には、取りまとめの内閣官房及び内閣府から各省庁に推薦依頼を行った上で、提出をされた推薦者につき取りまとめを行っております。その中で、その際、内閣官房の取りまとめに当たりましては、官邸内、また与党にも推薦依頼を行っており、官邸内は、総理、副総理、官房長官、官房副長官に対して事務的に推薦依頼を行った上で、提出をされた推薦者につき取りまとめを行っておりますというふうに申し上げております。こうした手続はもう長年の慣例で行ってきているものでありますが、繰り返しになりますが、様々な御意見があるということを踏まえ、桜を見る会につきましては、政府として、この際、招待基準の明確化ですとか招待プロセスの透明化を検討したい、また、予算とか人数の関係もいろいろ御意見ございますので、そういうものを含めまして全般的な見直しを幅広く御意見を伺いながら行うこととするということで、ついては来年度の桜を見る会については中止をすることにいたしましたという、会見で述べられております。

　ちょっと長くなりましたけれども、これに尽きておると思います。

　枠ということにつきまして御下問ございましたので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたような桜を見る会の意義につきまして、そういう趣旨を踏まえましてでございますけれども、長年の慣例で官邸内、与党にも推薦依頼を行っているものでございますが、そういったものを推薦を基に内閣官房、内閣府で取りまとめをさせていただいているところでございまして、御指摘のような枠というものではない、そういうものはない、考え方はないということでございます。恐れ入ります。

**○岸まきこ**　それが枠だと思うんですね。

　多数のメディア報道にも取り上げられておりますが、安倍晋三事務所として地元の有権者に案内状が出されていて、この中で内閣府での取りまとめとされています。これこそまさに総理枠の存在を示すものではないでしょうか。お答えください。

○大西証史　内閣官房内閣審議官　長年の慣例で官邸内、与党にも推薦依頼を行ってきておりますけれども、その中で、御指摘のように、内閣官房、内閣府で取りまとめはさせていただいておりますが、厳密な意味でのその枠というものではございません。そういうものではなくて、御推薦をいただいたものを取りまとめをさせていただいているということでございます。よろしくお願いします。

**○岸まきこ**　全然納得ができるものではないですが、時間も限られていますので、次の質問に行きたいと思います。

　先日、十二日に行われた野党の桜を見る会追及チームのヒアリングで、警察庁は、風営法における風俗店従事者を桜を見る会に推薦したことがあるかとの質問に対し、ありませんと即答しておりました。これ、間違いないでしょうか。

○太刀川浩一　警察庁長官官房審議官　警察庁では、警察行政の各分野で功績のあった方々を推薦しておりますが、風俗営業の事業者、従事者といった観点では推薦しておりません。

**○岸まきこ**　推薦したことがないと断言できるということは、過去の推薦人名簿を保存していると、保管しているということでよろしいでしょうか。

○太刀川浩一　警察庁長官官房審議官　警察庁におきましては、桜を見る会の推薦者につきまして、内閣府への回答に関する文書を保存しております。

**○岸まきこ**　あるということですね。

　昨日の衆議院のほかの委員会でも文科省など記録があるということが明らかになっておりますが、じゃ、なぜ取りまとめ先の、元の、この先のですね、内閣府では廃棄となるのか。これ、おかしいんじゃないかなと思うんです。

　予算に対してはるかに上回る支出となっているのに、こういった場合に、会計、財務管理上として、まだ二〇一九年度も終わっていないわけですよ、なのになくすという、廃棄するというのは問題だと思うんですが、本当にないんでしょうか。

○大塚幸寛 内閣府大臣官房長　お尋ねのその招待者名簿でございますが、取りまとめの立場である内閣府におきましては、これは桜の会の終了をもって、元々がどういった方々に招待者名簿を発送するかという、そのベースとなる意味での名簿の作成でございますので、これは会の終了をもって目的を終えるということでございます。

　更にそれを超えて持つということは、これは個人情報を含んだかなり膨大な情報をやっぱり適切に管理していく難しさもございます。そういう意味で、使用目的を終えたという段階で廃棄をするということで、保存期間一年未満文書というふうに位置付けているところでございます。

**○岸まきこ**　私も自治体の職員の出身なんですが、当然ながら、会計上のこういった大幅な増額となった場合には相当詳細な説明資料が必要になってきます。ただ単純に支出というものはできないはずなんです。

　各府省がなぜ前年度から招待客が上回っているのか、府省ごとの人数は少なくとも内閣府として把握をしておかなければ、監査といいますか会計検査でどういう説明責任をしてこられたのかということもお伺いしたいと思います。

○大塚幸寛 内閣府大臣官房長　今申しましたように、名簿は一年未満ということで廃棄をしてございます。今時点で何かその各省庁別の内訳といったようなことをちょっとお答えはできない状況にございます。

　一方で、もちろん、会計検査、監査等の対応については、もちろん最終的には検査院側の御判断にもなりますが、私どもとしてはその都度適切に対応させていただいているものと考えております。

**○岸まきこ**　適切というか、今この場においても、これだけみんなが質問しているにもかかわらず、ないと言って終わらせてしまっていること自体が問題だというふうに考えています。

　特に、様々な人が招待されているということが明らかになってきておりますが、私は桜を見る会に出席したことがないのでお聞きしますが、招待客と当日の入場者の確認はできているのでしょうか。

○大塚幸寛 内閣府大臣官房長　招待者の、あらかじめお送りいたしました招待券をお持ちいただいておりますので、それに基づいて必要な確認等を基本として行っているところでございます。

**○岸まきこ**　招待状の転売が可能になるのではないかというような疑惑も持ち上がっております。

　また、各界の代表といいながらも、本人確認などがもしもできていないのであれば、例えばですが反社会勢力など、誰が入ってきても分からないということにならないでしょうか。非常に問題だと思っております。その点についてどうお考えですか。

○大塚幸寛 内閣府大臣官房長　私どものこれからの対応としては、先ほどお答えしたとおりでございますが、まさしく昨日長官が記者会見で発表されましたとおり、様々な御意見をまさしくいただいていると、そういったことも踏まえまして、今後その基準の明確化、さらにはプロセスの透明化等を始めとしまして全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行うというふうに長官から御発言がございました。そういったことを踏まえまして、私どもも取りまとめ省庁として今後必要な検討を行ってまいりたいと考えております。（発言する者あり）

**○岸まきこ**　そうですね。招待者リストの廃棄などですね。

　官房長官、十三日の記者会見で来年の会は中止するというふうにおっしゃっておりますが、これで落着との認識なんでしょうか。様々な意見と先ほどもおっしゃっておられましたが、様々な意見とは誰のどんな意見を指しておりますか。

○大西証史　内閣官房内閣審議官　昨日の官房長官記者会見、かなり長時間要して記者、プレスの皆様とやり取りをさせていただいておりますけれども、その中でも、まさにどんな御意見が、御指摘があるとの御認識かというような流れの中で、いずれにしろ、まずは国民の皆さんから、あるいはいろんな方から、まず選定、招待の基準が分かりにくいと、プロセスも明確じゃないと、予算やさらにその人数、人員が増えていること、こうしたこと等のいろんな御意見がありました。そうしたことを真摯に受け止めて、そこはやはり幅広く、昭和二十七年から六十七、八年続いているものではありますけれども、そうしたことを一旦整理した上で行うことがよいのではないかと、そういう結果、結論に、総理と御協議の上で、総理の御判断ということで至ったということでございます。

**○岸まきこ**　安倍総理は昨日も私が決めたと言い放ったのみなんですが、政治活動については一人一人の政治家が自ら襟を正して説明責任を果たすべきと壊れたレコードのようにおっしゃっておりますが、これで説明責任を果たしたと考えられるのか。今後も何らか説明をする予定はあるんでしょうか。

○大西証史　内閣官房内閣審議官　それはまた、国会でも予算委員会で今お求めが野党の先生方からおありだとも私も認識しております。ここは国会の運営のことでございますので、またそこで場が設定されれば総理は臨まれると思いますし、臨まれると思っております。

**○岸まきこ**　本当に、その当日の入場者の確認ができていないとか、ある意味フリーパスに近い状態なんですね。皇室や各国の大使も招待されているのに、本当、セキュリティーの問題としても非常に問題があると思っています。招待者のリストの廃棄など、この問題について全く説明がなっておりませんと私は感じますし、少なくとも、もっともっときちんと説明責任を果たしていくことが必要です。

　そう考えますと、やっぱり今回の桜を見る会については国民の皆さんが納得できるものというふうにはなっておりませんので、委員長、この問題は大変重要です。当委員会として集中審議を行うようお願いいたします。

○水落敏栄　内閣委員長　後刻理事会で協議します。

**○岸まきこ**　それでは、国家公務員制度改革担当の武田大臣、お待たせをいたしました。給与法に入っていきます。重なる質問もあるかと思いますが、御了承を願います。

　最初にも触れましたが、本当に全国各地で自然災害、多数発生しています。その対応に追われているといいますか、公務労働者、一生懸命住民の生活を支えたいという思いで頑張ってきています。ですが、やっぱり、先ほどもお話に出ていましたが、この間、地方を取り巻く状況というのは、二〇〇一年から行われた小泉構造改革、二〇〇五年からの集中改革プランによって、地方公務員の数というのは、実に、ピーク時、一九九四年に比べますと、昨年で、総職員数で約五十五万人が減少しています。国家公務員においても定員が大幅に減少しています。

　このことは、十一月七日のこの内閣委員会の中でも質問として出されていましたが、例えば私の地元北海道における河川、道路、農業など、まさに防災・減災、復旧に必要な役割を担っている北海道開発局においても、十八年間で約二割も職員数が減少している状況にあります。改めて、公務、公共が持つ役割を重視し、地域住民を支えるためにも人件費の確保と必要な定数の配置が必要になっています。

　今回の給与法改正に当たっては、公務労働者が能力を発揮するためにも、そしてなお中小零細企業を含めた地場の賃金を引き上げていくためにも、速やかな人事院勧告の実施が必要です。勧告の取扱いについて、重なるかもしれませんが、武田大臣のお考えをお伺いします。

○武田良太　国家公務員制度担当大臣　国家公務員の給与については、国家公務員法に定める情勢適応の原則の下、人事院が民間準拠を基本として勧告を行っており、これは国家公務員の処遇について国民の理解を得る上でも重要と考えております。

　政府としては、労働基本権制約の代替措置の、代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国政全般の観点から検討を行った結果、勧告どおり実施するとの結論を得るに至り、速やかに実施すべく、今国会開会後の早い時期に法案を提出させていただいているところであります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　次に、同一労働同一賃金について、主に公務の職場で働く非正規労働者についてのお伺いをしていきたいと思います。

　国の中にも期間業務職員と言われるいわゆる非正規労働者たくさんいらっしゃいますが、給与や諸手当については、私が調べたところ、省庁間や部署によってもばらつきがあるというふうに思います。例えばですが、総務省の中においても、期間業務職員で、総務省情報通信政策研究所であれば通勤手当と退職手当が出されるんですが、別な部署、政策統括官室であったら賞与と住居手当まで出されるというように、ばらつきがある実態です。また、もっと言えば、日額の給与についてもばらつきが出てしまっているような状況に見受けられます。

　同じ職種であっても、こんなふうに省庁間や部署で給与月額にも違いがあったり、条件によって違いがあるというのは、今国が掲げている同一労働同一賃金の原則に、考え方に反するのではないかと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○堀江宏之　内閣官房内閣人事局人事政策統括官　国の非常勤職員の給与につきましては、一般職給与法の規定により、各府省において常勤職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で支出するということとされております。具体的には、この規定を踏まえまして、人事院が定めました指針に基づきまして各府省において対応しているところでございます。

　こうした中、常勤職員と類似の職務を行っているような非常勤職員、具体的には事務補助職員ですとかあるいはハローワークの相談員の方ですとか、そういった方についての処遇については各府省間でばらつきがあるのではないかということで、その統一的な運用を確保するという観点から、平成二十九年に人事院の方で指針を改正いただきましたし、我々の方で各府省申合せを行っているところでございます。

　そういったことに伴いまして、平成三十年度においては、九割超の非常勤職員に対して期末・勤勉手当の支給が行われる、あるいは基本給の改定が行われるといったことになっておりまして、非常勤職員の処遇は着実に改善しておりますけれども、引き続き、申合せの趣旨が徹底されるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　今御答弁いただいたように、徐々にではありますが、改善はされてきております。ですが、まだ予算の範囲内という言葉の中でどうしてもばらつきが出ているということを、やっぱりこれ、必要な予算というものは確保すべきであり、予算は政策に基づいて措置されるべきものであるというふうに考えます。

　もっと言えば、常勤の国家公務員はどの省庁にいても同じであるにもかかわらず、非常勤職員は各府省や、場合によっては個人間で異なっている点についてはとても問題があると思います。こういったものは直ちに是正すべきと考えますが、どう思いますか。

○堀江宏之　内閣官房内閣人事局人事政策統括官　先ほど申し上げたとおり、国の非常勤職員の業務につきましては、業務内容、あるいは職務上必要となる知識、技術、職務経験等、様々でございますので、例えばその給与につきましても、そういったものを踏まえまして支給されることになっております。そういったものですから、実際に非常勤職員を任用する各府省において給与法あるいは人事院が指針で示した基準、こういったものに基づきまして支給をしていただいているものでございます。

　ただ、先ほども申し上げましたとおり、順次処遇の改善に努めておりますけれども、まだ、例えば平成三十年度におきまして、数％ではございますが、期末・勤勉手当の支給を受けられていない職員、あるいは申合せに沿った基本給の改定が受けられていない職員というのがまだいらっしゃることも事実でございます。このため、まずは全ての職員に対しまして期末・勤勉手当が支給され、また申合せに沿った基本給改定が行われるように必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　同一労働同一賃金については、本当に社会的にも重要な政策の推進になっています。少なくとも、国で統一した給与、勤務条件とすべきですし、是非、大臣にはその先頭に立っていただくことを強く期待をしております。

　再度、大臣のこの同一労働同一賃金についての決意をお聞かせいただければと思います。

○武田良太　国家公務員制度担当大臣　我々は、全ての非常勤職員に対して期末そして勤勉手当が支給されること、そのもう一方で、申合せに沿った基本給改定というものが全ての非常勤職員になされること、このことを目標に取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。力強いお答えでした。是非、一日も早くいわゆるこの公務の職場における官製ワーキングプアというものをなくしていきたい、そのためにも引き続き御尽力をいただければというふうに期待しております。

　また、地方の自治体で働く非正規労働者についても、もっと過酷な実態にあります。例えば、国のフルタイムの期間業務職員については、勤勉手当、先ほど九一・六％支給されているというふうにおっしゃっていましたが、同じく地方自治体で働く会計年度任用職員制度、来年から施行されますが、この制度については、残念ながら、法律上に勤勉手当というものが認められていないなどの課題が残されています。

　また、地方自治体の、今、給与条例を、会計年度任用職員制度に向けて条例の整備を行っているところですが、現場に行くと、なかなかこれが国が法律改正で趣旨に盛り込んだものと実態が伴っていない。やっぱり財源の問題が、国も同じですが、予算の範囲内ということの考え方がどうしてもこの臨時非常勤、期間業務職員の処遇改善に、越えることが、つなげていくことができない障害となっています。

　やっぱり、昔、私も一九九四年に、小さな役場ですが、役場に入ったときに、実は四月一日から週休二日制というものが導入される時期でした。当時は、民間はまだまだ週休二日制は推進されていませんでしたが、公務が率先して引っ張っていったことにより、今では社会として週休二日制が当然の世の中と変わっていきました。そういった意味からも、地方も国も民間に先立つお手本、リーダーシップを取っていくことが重要ですし、こういった問題については今後もまだまだ課題が残されていますので、今日は時間となりましたのでこれで質問を終わりますが、改めて議論させていただくことをお願い申し上げ、質問を終わります。

　ありがとうございました。